

職員倫理規程

社会福祉法人エムアール会の職員は、お年寄りや身体の不自由な人たちが快適で健やかな毎日を過ごす礎としての役割を担っています。地域における福祉の担い手として、生きがいのある豊かな人生のお手伝いをさせていただくために、私達は常に社会的使命と責務を考え、次に掲げる基本姿勢を遵守します。

(差別の禁止)

1. 私達は、利用者の人としての尊厳を大切にし、性別、年齢、家庭状況、思想、身体状況等あらゆる理由において差別待遇はしません。

(利用者本位の自立支援)

2. 私達は、利用者の主体性、個性を十分に把握したうえで自己選択や自己決定を最大限尊重し、可能性の実現と生活の質の向上が図られるよう努めます。

(人権の尊重と対等な立場での対応)

3. 私達は、利用者の人権を擁護する者としての自覚を持ち、利用者と常に対等な立場で接するとともに、必要な介護、支援等を求められたときは誠実に対応します。

(権利侵害の禁止と職業倫理観の堅持)

4. 私達は、利用者への体罰、暴言等あらゆる権利侵害を絶対に行いません。また、職務遂行にあたっては、品位と信用を損なう行為や信義にもとる行為はしません。

(専門性の向上)

5. 私達は、常に専門的知識・技術等の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって利用者への適切かつ良質な福祉サービスの提供に努めます。

(プライバシーの保護)

6. 私達は、職務上知り得た利用者等の個人情報については、在職中はもとより、退職後においてもその保護に努め、これを他者と共有する場合は、適切な判断のもとに対応します。

(社会参加の促進)

7. 私達は、利用者の社会参加の機会を積極的に広げるとともに、地域の人々に理解が得られるよう信頼関係づくりを追求します。

本職員倫理規程に違反するときは、就業規則に基づく懲戒処分の対象となります。

平成 19 年 8 月 15 日

社会福祉法人エムアール会

理事長 山 川 武